

自治会長、各団体のみなさまへ

社会福祉協議会会費、赤い羽根共同募金等を 集める際の注意事項について

自治会、各団体のみなさまにおかれましては、毎年特段のご配慮をいただき、皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも活動にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

会費、赤い羽根共同募金等（以下、募金等）については、毎年自治会、各団体を通して市民のみなさまにご協力をお願いしており、募金等の多くは自治会等を通じての寄附となっております。

募金等につきましては、あくまで個人の意思による任意の寄附であり、募金等をされる方の善意、集金をされる方のご協力のもとに成り立っていることから、募金等を集める際の注意事項についてご説明いたします。

募金等は、あくまでも任意のものであって、強制できるものではありません。

募金等への寄附行為は、個人の自由意思で行うものです。募金等の趣旨に賛同しない方は募金等を断ることもできます。

また、募金等を集める方も個人の意思を尊重して、断られた方からは集金しないようにお願いします。

—参考裁判例—

自治会等が募金を自治会費に上乗せして自治会費を徴収することを自治会総会で決議した場合であっても、一括徴収しようとしたことは強制徴収にあたるとして、公序良俗に反し、違法であるとした判決が最高裁で確定しておりますが、これは自治会費から募金等を寄附すること自体を違法としたものではなく、募金等に反対する会員の意思を無視して強制したことが違法だとした裁判例もございます。

[問合せ先]

社会福祉法人野田市社会福祉協議会
電話 04-7124-3939



社会福祉法人

野田市社会福祉協議会

ホームページアドレス : <http://www.nodasyakyo.or.jp>

“ふれあいと支えあい”
誰もが 安心して 暮らせる
まちづくりを推進しています

●はじめに

野田市社会福祉協議会は地域福祉のニーズに対応した事業を展開するため、野田市と住民のみなさまの協力のもと、昭和26年に発足し、昭和48年に法人化され、民間の福祉団体として歩みはじめました。野田市社会福祉協議会は、地域住民のみなさま、市内で福祉活動等に取り組む福祉団体、当事者団体、民生委員・児童委員やボランティア、福祉関係行政機関等で構成されており、これからも地域のみなさまとともに福祉のまちづくりをすすめています。

●社会福祉協議会って？

社会福祉協議会は略して「社協」と呼ばれています。

全国の市町村単位に設置され、地域の誰もが安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくり（地域福祉活動）を実現するために、地域住民のみなさまを会員として構成された公共性の高い民間の社会福祉団体です。

社会福祉協議会では主に各種福祉サービスや相談活動、ボランティアの支援など、地域の特性に応じた活動を様々な場面で展開し、地域の福祉増進に取り組んでいます。



住民参加による福祉のまちづくりを推進
(地区社会福祉協議会活動)

社会福祉協議会の構成メンバー

地区社協・自治会等
住民会員・法人会員

当事者団体・市内福祉団体
ボランティア団体

社会福祉協議会

社会福祉行政機関
民生委員・児童委員

その他
(N P O・企業等)

野田市社会福祉協議会の主な事業を確認する

野田市
社協HP



Twitter
エックス
(X)



Facebook



Instagram



野田市社会福祉協議会のしごと

地区社会福祉協議会活動

- (内 容) 住民参加による福祉の網の目づくりを推進し「一人ひとりがより豊かに地域でともに生きる社会」を目指しています
(設置数) 市内全域に 22 地区の地区社会福祉協議会を設置

児童・母子・父子の福祉

●育児支援家庭訪問員の派遣

- (対象者) 出産後間もない時期の母親で、体調不良のため家事に支障が出ている家庭や、育児不安や育児ストレスを感じている家庭
(内 容) 育児・家事・相談業務

●学童保育所の運営

- (内 容) 両親の就労等による留守家庭児童の保育
(運営施設) 北部・みづき・三ヶ尾・関宿・清水第二・岩木第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二・野田第二・山崎第二・柳沢第二・宮崎第二・宮崎第三・南部学童保育所の 15 施設

●ファミリー・サポート・センターの運営

- (目 的) 会員相互の援助活動により、仕事と育児の両立支援と児童の健全育成を図る有償サービス
(内 容) 保育施設等への送迎や買い物・冠婚葬祭時の保育等

貸出事業

●車いす対応自動車の貸出



- (内 容) 車いすのまま乗降できる自動車を貸出
(車 種) 軽自動車（車いす1台）、普通自動車（車いす2台）
(貸出期間) 原則 1週間以内

●マイクロバスの貸出



- (内 容) 福祉団体に対して、行事や研修等の事業支援のためにマイクロバス「さわやか号」を貸出（定員29名）
(貸出期間) 原則 2日間以内

●車いすの貸出



- (内 容) 病気やケガ等で必要な場合に、車いすを貸出
(貸出期間) 原則 1ヶ月間以内

●チャイルドシートの貸出



- (内 容) 6歳未満の乳幼児を養育している方にチャイルドシートを貸出
(貸出期間) 通常貸出…6ヶ月間以内
短期貸出…3ヶ月間以内

貸付事業（貸付には条件があります）

●福祉資金の貸付

- (内 容) 生活困窮者に対して無利子での貸付

●生活福祉資金貸付事業の受付窓口

- (内 容) 他からの融資が受けられない低所得世帯、日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や障がいをお持ちの方がいる世帯の自立と安定のための資金貸付の受付

●特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

- (内 容) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した、緊急小口資金等特例貸付の借受世帯に対し、相談支援を行うことで適切な債権管理と生活の安定を図る

障がい者の福祉

●同行援護事業（視覚障がい者への移動支援）

（対象者）障害福祉サービス受給者証を所持している契約者
（派遣範囲）営業、政治、宗教活動、宿泊を伴うもの以外の活動

●野田市斎場売店事業

（目的）障がい者の社会参加促進と市民の利便性の確保
（内容）喫茶、飲物・菓子類・佛具類の販売

●点字・声の広報等発行事業

（対象者）野田市に居住する視覚に障がいがある方や、読字障がいのある方等の文字ではなく音や点字で情報を得る方（個人のみ）
（内容）市報のだ等を音声化及び点字に翻訳し、配布

●手話奉仕員養成講座開催事業

（対象者）野田市在住、在学、在勤の方
（内容）聴覚障がい者への理解や手話に対する関心を高め、手話通訳者を育成することを目的として開催

高齢者の福祉

●結婚50周年記念事業

（内容）金婚を迎えた方に記念写真撮影を実施

●介護支援ボランティアポイント事業

（対象者）市内在住の65歳以上の方で、介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けておらず、介護保険料の滞納がない方
（内容）介護保険施設でボランティア活動を行い、社会参加や地域貢献をするとともに、ご自身の健康増進、生きがいづくり、介護予防を図ることを目的とする

野田市成年後見支援センター

●成年後見制度に関する相談

（内容）成年後見制度に関する相談を受付

●後見人サポート事業

（内容）野田市在住の成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）や野田市在住の方を支援する成年後見人等の相談を受け付け、活動を支援

●成年後見制度の普及啓発

（内容）研修会などを開催し、制度の普及啓発を行う

●法人後見事業

（内容）野田市社会福祉協議会が法人として後見人等になり、判断能力が十分でない方の支援（対象要件あり）

●日常生活自立支援事業

（内容）定期的な訪問により、福祉サービスや日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業

●市民後見人養成講座

（内容）将来的に野田市でご活躍いただける市民後見人を養成し、成年後見制度の普及を図る目的で開催

●意思決定支援事業

（内容）意思決定の支援を目的に、希望者へエンディングノートの無料配布を実施

相談事業

●心配ごと相談

（内容）日常生活のあらゆる悩みごとの相談を受付
（日時・場所）毎週火曜日、第1金曜日 13時から16時まで 総合福祉会館

その他の事業

- ・総合福祉会館の管理運営
- ・善意の寄附の受け入れ
- ・やすらぎの郷の管理運営
- ・ボランティアセンターの運営
- ・災害見舞金や歳末見舞金の交付
- ・広報紙「社福のだ」の発行
- ・赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金運動の協力

●野田市社会福祉協議会会費のご納入のご協力をお願いします

野田市社会福祉協議会は「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指す民間の福祉団体（社会福祉法人）です。野田市にお住まいのみなさまの支援を得て、地域福祉活動を推進しています。

地域福祉活動を推進するためには財源が必要ですが、そのひとつがみなさまからご協力をいただく「会費」です。

会費の納入（会員加入）は自由意志に基づくものであり、決して強制的なものではありませんが、野田市にお住まいのみなさま及び法人・団体等のみなさまには、社会福祉協議会の活動や地域福祉活動にご賛同の上、会員にご加入いただき、会費納入にご協力をお願いいたします。

●野田市社会福祉協議会会費のご案内

種類	会費（年額）
一般会員	1世帯 500 円
特別会員	1,000 円以上
法人会員	10,000 円以上

●会費の納入時期と方法について

9月に自治会（町内会）等の代表者様を対象とする説明会を開催させていただき、自治会（町内会）を通じてお願いをしております。

※特別会費

野田市社会福祉協議会の地域福祉活動に特にご協力をいただける方

●よくある質問について

①どうして自治会が会費を集めるの？

野田市社会福祉協議会では「地域での支え合い・助け合い」の精神から住民のみなさまに会費の協力をお願いしています。自治会（町内会）は、地域と密接にかかわっており、自治会（町内会）と地区社会福祉協議会が地域福祉を推進する上で一緒に活動していくことが、最も効果的であると考えられることから、自治会（町内会）のみなさまにご協力をお願いしています。

毎年、会費のご協力が得られるのは、自治会長（町内会長）様をはじめ地域のみなさまのおかけです。引き続きご理解・ご協力をお願いします。

②主な会費の使いみちについて教えて。

ご協力いただいた会費は、主に以下の事業に活用をさせていただいてあります。

ボランティアセンターの運営

ボランティア活動をしたい人、必要とする人の相談及びあっせん等を行います。

また、災害時には必要に応じ、災害ボランティアセンターを開設します。

野田市成年後見支援センターの運営

成年後見制度に関する相談や、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方で、判断能力が十分でない方の預貯金の管理や日常生活での様々な契約などの支援を行います。

また、契約能力のある高齢者や障がい者の方が地域において安心して生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常生活自立支援事業も行います。

地区社会福祉協議会への助成

市内に22カ所設置されている地区社会福祉協議会の活動費として会費の一部を還元、会員世帯数に応じて補助金を交付しています。

資金貸付事業

生活困窮世帯に対し、世帯更生のための一時的な生活資金の貸付をしています。

各種貸出事業

マイクロバス、チャイルドシート、車いす及び車いす対応自動車等の貸出をしています。

●令和4年度決算報告

(単位:円)

区分	科目	金額
収入 (勘定科目別内訳)	会費収入	16,625,177
	寄附金収入	1,808,206
	経常経費補助金収入	37,286,330
	受託金収入	267,899,513
	貸付事業収入	917,500
	事業収入	14,828,640
	障害福祉サービス等事業収入	3,425,271
	受取利息配当金収入	1,455
	その他の収入	429,000
	施設整備等補助金収入	0
	事業区分間繰入金収入	7,305,202
	サービス区分間繰入金収入	40,516,695
	収入計(1)	391,042,989

区分	科目	金額
支出 (サービス区分別)	法人運営事業	45,585,417
	共同募金配分金事業	15,718,296
	障害福祉サービス事業	3,475,271
	ボランティアセンター事業	3,329,402
	心配ごと相談所事業	316,560
	福祉サービス利用援助事業	24,099,445
	法人後見事業	9,325,771
	受託事業	250,742,505
	資金貸付事業	16,026,704
	基金	1,184
	還付金	6,102,122
	斎場売店事業	5,263,303
	自動販売機等設置事業	4,308,637
	支出計(2)	384,294,617
当期資金収支差額合計(3)=(1)-(2)		6,748,372
前期末支払資金残高(4)		61,931,934
当期末支払資金残高(5)=(3)+(4)		68,680,306

※予算、決算、事業報告等、詳細については社会福祉協議会のホームページに掲載させていただいてあります。
URL : <http://www.nodasyakyo.or.jp/> もしくは野田市社会福祉協議会で検索ください

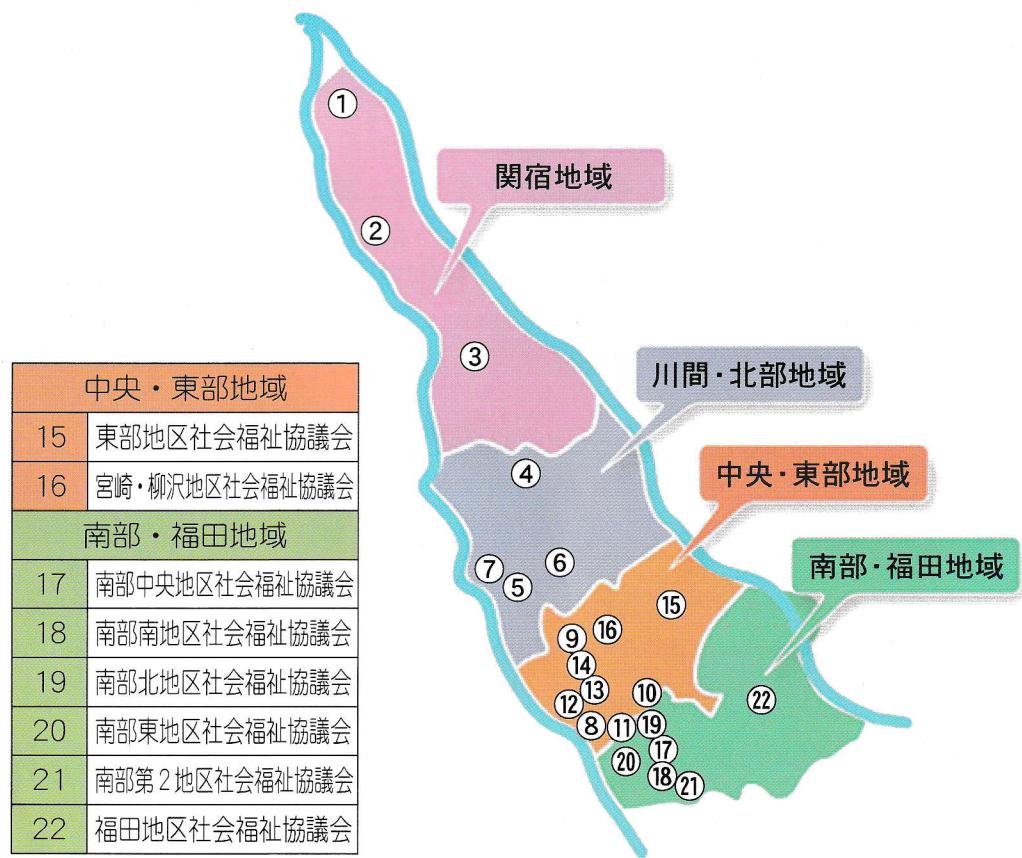
●地区社会福祉協議会とは

市内22地区に設置され、略して「地区社協」と呼ばれています。

住民の生活課題を発見、把握し解決につなげていく役割を持っています。財源は野田市社会福祉協議会会費からの還元、赤い羽根共同募金からの助成金等です。

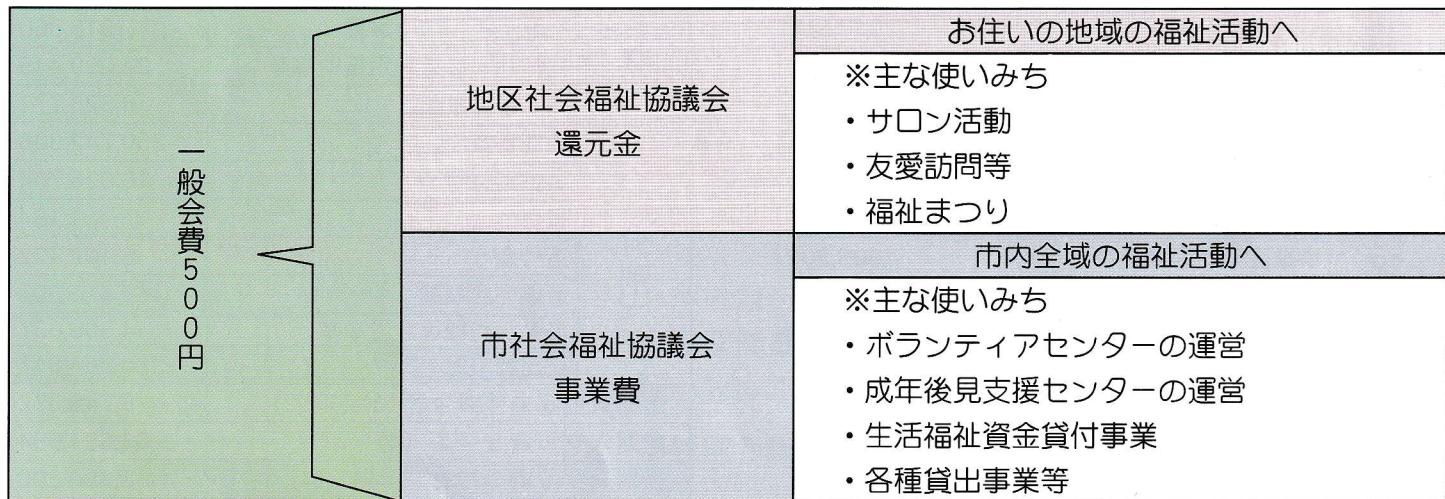
地区社会福祉協議会ではサロンの開催や独居の高齢者の方への友愛訪問、福祉まつり等を行っており、構成メンバーは自治会（町内会）、民生委員・児童委員、その他団体等の地区に関わる方々です。

関宿地域	
1	関宿地区社会福祉協議会
2	二川地区社会福祉協議会
3	木間ヶ瀬地区社会福祉協議会
川間・北部地域	
4	川間地区社会福祉協議会
5	北部地区社会福祉協議会
6	七光台地区社会福祉協議会
7	西部地区社会福祉協議会
中央・東部地域	
8	上花輪地区社会福祉協議会
9	清水地区社会福祉協議会
10	中根地区社会福祉協議会
11	太子堂地区社会福祉協議会
12	中野台地区社会福祉協議会
13	中央地区社会福祉協議会
14	上町地区社会福祉協議会



●会費の還元について

ご納入いただいた一般会費500円のうち300円を超えた金額（特別会費は40%）がみなさまのお住まいの地域の地区社会福祉協議会へ還元され、300円は野田市社会福祉協議会の事業を行うための財源となります。



ボランティアを始めようかな、ボランティアに興味がある方は **野田市ボランティアセンターへ**

ボランティアは老若男女を問いません。たくさんの人と係わり、誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会を目指して強制されることなく、自分にできることを考え、自ら進んでする活動です。

●ボランティアセンターの支援内容

1. ボランティアに関する相談・あっせん

ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・あっせん

2. ボランティアの養成

各種ボランティア養成講座の開催

3. 福祉教材・機器の貸出

ビデオ、ブルーレイプレーヤー、液晶プロジェクター、マイク、点字練習器、OHC、スクリーン、高齢者疑似体験セット、福祉教育用車いす、輪投げ・魚釣りゲーム・スカットボール等

4. 情報提供

ホームページ・SNS・広報紙・掲示板などによる情報提供

5. ボランティア活動の支援

登録グループ・個人の活動の支援

6. 調査・研究・情報収集

地域のニーズの把握・ボランティア情報の収集

7. ボランティア保険の加入の促進

活動中の事故に備えたボランティア保険への加入



夏休みボランティア体験学習の様子

●災害時に備えたボランティア養成

災害ボランティアセンターの設置訓練

ボランティアの受け入れ・派遣

派遣依頼・ニーズの受け付け

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



小さなことかもしれないけれど、困っている人にとっては大事なこと。

その小さなことを、日本全国たくさんの場所で活動している。

ということは、「大きなことをしている」と言ってもいいのかもしれません。

赤い羽根はこれからも、テレビや新聞のニュースで取り上げられない
小さなことにも心を配って活動していきます。

赤い羽根は小さなことをしています。

令和5年度共同募金運動 ご協力のお願い

の人を、すべての人を、支えたい。

野田市の皆様の募金は、このように役立てられています

令和4年度に集められた募金額

13,011,415円

(令和5年度事業に配分しました)

お寄せいただいた募金の7割は野田市の地域福祉に使われます

○ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア活動の支援

○高齢者の方へ

- ・結婚50周年記念事業

○障がい者の方へ

- ・じょいんと開催事業

○児童・青少年

- ・チャイルドシート貸出事業

○成年後見支援センターの運営

- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・意思決定支援事業

○福祉団体の活動支援

- ・当事者団体等への助成

○各種貸出

- ・福祉車両等の貸出



募金の3割は千葉県域の
福祉活動支援に

募金の3割は千葉県域
の福祉活動支援に活用さ
れています。

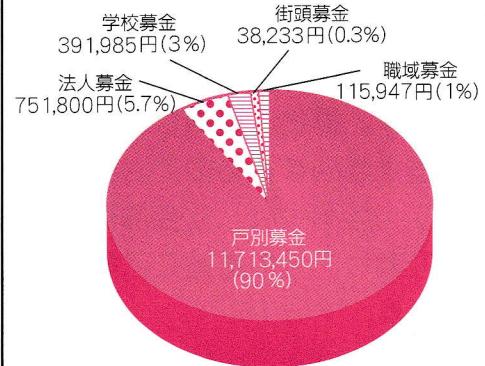
課題もニーズも多様化
が進む社会の中、つなが
りをたやすくよう孤立
や孤独の問題に取り組む
活動の支援を行なうほか、
災害時には災害ボランテ
ィアセンターの運営支援
や、復興活動を行うボラ
ンティア団体の支援にも
活用されています。

また、大規模災害に備
えた準備金の積立もして
います。

いろいろな募金方法があります

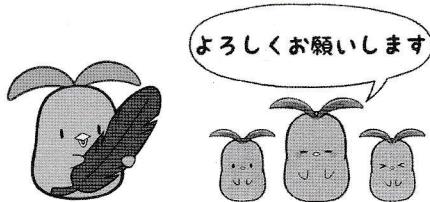
- ・戸別募金 自治会を通じて地域内の各家庭に募金をお願いしています
- ・法人募金 企業や商店に募金のご協力ををお願いしています
- ・街頭募金 街頭などで市民の皆様に募金をお願いしています
- ・学校募金 福祉教育の一環として児童・生徒による募金をお願いしています
- ・職域募金 職場を通じて従業員の方々に寄付を呼びかけています

赤い羽根共同募金実績



詳しいつかいみちは裏面へ

赤い羽根募金のつかいみちを紹介します



ボランティアセンターの運営

～合言葉は「できることから」～

●ボランティアに関する相談・あっせん

ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談やあっせんをします

●ボランティア活動の支援

登録グループや個人の活動の支援をします

●福祉教材・機器の貸出

高齢者疑似体験セットや輪投げ・魚釣りゲーム・スカットボール等を貸出します

※災害時には、必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げます

成年後見支援センター

～高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるようにお手伝いします～

●成年後見制度に関する相談

成年後見制度に関する相談を受け付けます

●法人後見事業

判断能力が十分でない方の支援を行います

●意思決定支援事業

エンディングノートの無料配布を実施しています

貸出事業

●車いす対応自動車の貸出

車いすのまま乗降できる自動車を貸出します

●さわやか号の貸出

福祉団体に対して、マイクロバスを貸出します

●車いすの貸出

車いすを貸出します

●チャイルドシートの貸出

乳幼児を養育している方にチャイルドシートを貸出します

その他の事業

●心配ごと相談

日常生活の悩みごとの相談に応じます

●じよいんと開催事業

知的障がい者とボランティアの交流

●結婚50周年記念事業

金婚を迎えた方に記念写真撮影を行います

●災害対策事業

災害時にお見舞金を交付します

※その他様々な事業を行っています



Q1 赤い羽根への寄附金には、税額控除ができますか。

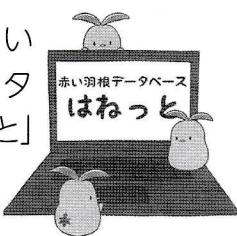
A1 個人の寄附金は、2千円を超える部分が所得控除または税額控除の対象となります。

Q2 赤い羽根共同募金は必ずしなければならないのですか。

A2 募金はあくまで個人の意思によるものであり、赤い羽根共同募金は、募金をされる方の善意により成り立ってあります。募金に賛同しない、遠慮したいとお考えの方に、募金を強制するものではありません。

当該募金は、社会福祉協議会の地域福祉活動に活用されており、その趣旨にご賛同いただきご協力をお願いいたします。

共同募金の詳しい
つかいみちはインターネットで「はねっと」と検索



千葉県共同募金会野田市支会
〒278-0003 野田市鶴奉5-1
TEL 04-7124-3939
FAX 04-7124-8883